# 市有資産の活用に係る「市民等提案制度」の創設について

市民や事業者等の自由で創意工夫に富んだノウハウや発想を生かした資産(土地及び建物)の有効活用を推進するため、特定の土地や建物に限定せず、活用主体となる市民や民間事業者等からの提案を常時受け付ける「市民等提案制度」を創設します。

#### 1 市有資産の概要

市有資産のうち、貸付や売却など、有効活用の中心となっているのは普通財産ですが、今後は、行政財産の余剰スペースの活用を含め、保有資産全体の更なる有効活用を推進していきます。

(平成22年度末現在)

			土地		建物		V
			面 積 (千㎡)	割合(%)	延床面積 (千㎡)	割合(%)	説 明
公有財産			31, 625	100.0	4, 853	100.0	_
	行	政財産	30, 164	95. 4	4, 778	98. 5	公用又は公共の用に供し,又は 供することを決定した財産
		公用財産	4, 172	13. 2	483	10. 0	本市が自ら直接使用する財産 (例)市・区役所庁舎,まち美化事務所等の 敷地及び建物
		公共用財産	25, 992	82. 2	4, 295	88. 5	市民が共同利用する財産 (例)学校,文化会館等の敷地及び建物, 公園,道路等
普通財産		通財産	1, 461	4.6	75	1.5	上記以外の財産

#### 2 「市民等提案制度」の創設

- ・ 本市が事前に対象資産や応募期間を設定せずに、活用の主体となる市民や事業 者等から、市有資産の有効活用に係る提案を常時受け付けます。
- ・ 市民や事業者等から提案があった場合は、本市施策との整合性、社会的な妥当性、事業性、本市の財政効果などについて、庁内で予備審査を行い、その結果を公表します。
- ・ 実現性の高い提案については、予定価格など必要な条件設定を行ったうえで、 透明性及び競争性確保の観点から、一般競争入札等<sup>(※)</sup>により契約の相手方を決定 します。
  - (※) 対象資産の状況に応じ、条件付一般競争入札やプロポーザル等による随意契約など、 多様な方法により契約の相手方を決定します。

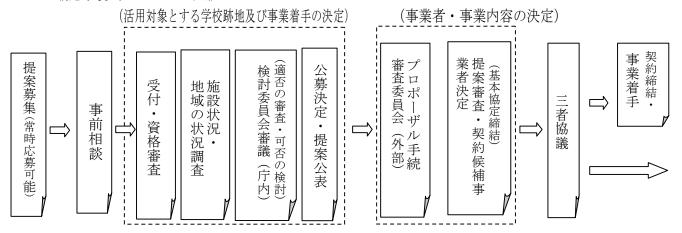
### (3)「市民等提案制度」の手順等

- ア 提案募集・受付・資格審査等
  - ・ 提案の応募は常時可能とし、事前相談を受け付けます。
  - ・ 教育委員会学校統合推進室が窓口となり、事前相談・提案受付・現地見学・ 資格審査を行います。
  - ・ 提案受付後,施設状況の確認,地域の意見の聴取等の状況把握を行います。
- イ 京都市学校跡地活用委員会による審議
  - ・ 上記アの手続を経た提案については、京都市学校跡地活用検討委員会(以下 「検討委員会」という。)で審議します。
  - ・ 検討委員会では、提案に係る跡地ごとに①方針や本市施策との整合性、②実現可能性(資金計画、計画の具体性、事業者の体制、経営状況及び実績、事業の継続性、施設の対応状況等)、③地域の状況等を踏まえ、計画の妥当性を検討し、当該跡地を活用対象とした公募型プロポーザルの実施の可否を検討し、その結果を公表します。

# ウ プロポーザル手続

- 外部委員等で構成する審査委員会を設置します。
- ・ 土地活用方法に関する企画提案を求め、審査委員会において提案内容を審査 して契約候補事業者を決定し、基本協定を締結します。
- ・ 施設改修などの具体的な活用の内容については、契約候補事業者・本市・地域住民の三者で協議し合意した内容で契約を締結します。事業着手後も、施設 運営等についての三者協議を継続します。

#### 《提案募集のフロー図》



# 2 長期・全面的活用以外の民間等による活用について

長期・全面的活用以外の活用については、長期・全面的活用の提案状況を見極めるとともに、個々の施設状況等を踏まえ、平成25年度から利活用を図ることとします。